

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第60号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
事務所	専決させる物品	専決させる者	事務所	専決させる物品	専決させる者
(略)			(略)		
新潟地域振興局	(略) 地域整備部に係るもの (略)	(略)	新潟地域振興局	(略) 地域整備部に係るもの 新津農業振興部に係るもの (略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成28年8月29日から施行する。